

(仮称) 鈴鹿市国府町地内工業団地開発に係る簡易的環境影響評価書
環境影響評価委員会 小委員会 議事概要

日時：令和 7 年 5 月 23 日（金）14：30～16：20

場所：三重県鈴鹿庁舎 第 46 会議室

委員：スライドの 6 ページで、供用中の輸送用車両が 1 日片道 24 台と説明がありました。

9 社の物流業者の車両台数としては少ないような気がします。

事業者：これは、片道の台数ではありますけれども、誘致した企業から得た情報で、根拠に基づいた数字です。

委員：鈴鹿サーキットが近くにありますが。何かイベントがあるとすごく周辺が混むと聞いたことがあります。そういう道路の混み具合を考えて、工事や営業をされるのでしょうか。

事業者：はい。営業は通勤時間をずらすことをお願いして、影響が出ないように、その都度考えて実施していくつもりをしております。現状の交通量からの予測をしており、鈴鹿サーキットのイベントの混雑時については、データとしては考慮しておりません。

委員：風によって粉じんが飛ばされることについては、留意しながら工事進められるということですが、すぐ近くに、団地やスポーツガーデンがあるようです。もし、苦情などが来たらどういうふうに対応されるか、何かお考えですか。

事業者：工事中は現場事務所を設けておりますので、周辺からの苦情いただいた場合はその場で対応させていただくように、処理をさせていただくように考えております。

委員：まずご説明いただいたスライドの 7 ページのところにある準対象事業実施区域について、これは 5 ページに記載されている区画外盛土も含まれているのでしょうか。

事業者：含まれております。

委員：ここは、盛土にして太陽光パネルを再設置するというようなお話ですが、そこからの雨水も、この調整池に入ってくるということですか。

事業者：ソーラーパネルを置いている場所に関しましては、現地貯留方式によって、パネルの下に水を溜めさせていただきまして、流量調整をした後に、猫谷川に出ております。今回の工業団地とソーラーパネルは、双方がそれぞれ別の調整地において流量調整をしています。調整池は別になりますが、流れていく先は同じところに、猫谷川の方へ入ってきますので、同じところに流れ着くということになります。

委員：区画外盛土も、準対象事業区域であるっていうのは正しくて、この区画外のところはまた別に調整池のように流量を管理するところがあるということでしょうか。

事業者：そのとおりでございます。

委員：スライド 5 ページで施設の配置計画の地図を載せていただいているのですが、事業実

施区域の中心を通る道路は、一般車両も通行できる道路なのか、ここに誘致する企業だけが入ってこられるような道路にされるのかどちらでしょうか。

事業者：鈴鹿市の市道で、一般車両も入るような計画になります。

委員：その場合、北東の入口のところは、T字路だと思うのですが、ストリートビューをみると信号がなさそうです。将来的に信号がついたりするのですか。

事業者：今のところはその予定はございません。

委員：物流業ということなので、トラックかと思いますが、例えば時間前に到着した場合は、それぞれの区画の中にトラックの待機場所を設けるのか、それとも市道のところに、路上駐車する計画なのかどちらでしょうか。

事業者：区画内ということになります。

委員：市道の場合、騒音にも関連してくるかと思うのでお尋ねさせていただきました。

委員：南側が屋外のスポーツ施設ということで、中高生の大会が開かれるようなところかと想像しますが、その工事中等の粉じんに対して、「影響がない」というご判断をされているのか、それとも影響はあるけれども今回は調べていないのかどちらでしょうか。

事業者：評価書 221 ページにコンター図を示しておるのですが、今回は同じぐらい離れた距離の位置で、影響が少なかったと予測しておりますので、こちらのスポーツガーデンにおいても、大きな影響はないと予測をしております。

委員：測定地点のM1の方は北西側でスポーツガーデンは南側なので、例えば工事期間が冬までかかったりすると、北風で、粉じんが飛散する可能性はないでしょうか。先ほどの委員の質問のところでもありましたけれども何か影響があればすぐにご対応いただくような体制とっておいていただけるといいと思います。

事業者：予測に関しましては、風のデータ等を踏まえており、この卓越風としては西北西のため、予測結果として影響がほとんどないと数値的には出てはいます。もし現地で埃があったような場合は、現地に工事事務所がありますので、散水を強化するなど、そういった対策で影響のないようにしていきたいと思います。

委員：南西側にホテルがありそうです。宿泊者の車に粉じんが積もって困るなどの問題が出てきた場合にも、ぜひ対応しっかりしていただければと思います。

委員：最後に、事業者様というよりは、三重県に対してですが、スライド 14 ページの騒音のところ、現況期昼間も夜間も基準値を超えている状態を放置しておくというのはやはり問題があるように思います。ここに限らず、いろんなところで騒音基準値を超えているところがあるように思いますので、県として改善についてお考えいただければと思っています。

事務局：事務局としては、今回回答は出来かねますが、関係部署に共有させていただきたいと思います。

委員：植物について質問させていただきます。生息可能性のある重要な種について、事業対

象区域のこういった環境に生育する植物かが記載されており、その生態的特徴を比較すると、湿地やため池、草地等に生育するものについてはお示し頂いていますが、海浜性や高山地や冷温帯に生育するものは入っていないように思います。一方、例外のような種が入っているものもあります。例えば評価書 322 ページのシバナについて、これは河口や干潟の塩性湿地に生えるものですが、事業対象区域内外共に生育の可能性があることになっています。また、323 ページのスズムシソウについては山地の林内に生育する多年草であり事業対象区域内に生育環境となりえる樹林が存在しますが、「生育の可能性が無い」とされています。このあたりの判断基準をお示しください。

事業者：こちらは現地調査を行っていただいております植物の有識者と一緒に考えているところではあるのですが、シバナについては、間違い、見落としの可能性あります。基本的には冒頭おっしゃっていただいたように、この生態特性の欄で示しております環境が、事業対象区内外にあると想定したものについて、そういうところで生育する植物をピックアップしていった形になります。ご指摘いただいた点については間違いというふうに考えますが、こちらについてはもう少し現地調査を行った植物の有識者ともう一度確認し、間違いがあればもう一度正していきたいと思います。

委員：数が多いので整理が大変かと思いますが、文の揺らぎがあります。同じような生活史のものも越年草と記載されたり一年草と記載されたりと、表現が違っているものがあります。参考にされている資料によって書き方が変わっているのかもしれませんが、そういうところも注意していただければと思います。

事業者：最終的な措置報告書の際には修正したもので考えさせていただきます。もう一度精査をさせていただきます。

委員：もう一点、評価書 329 ページのイチリンソウについて、熱帯の日当たりのよい草地や林縁に生息すると記載されています。

事業者：ここは、日本の野生植物という文献を参考に記載していると認識していますが、日本の野生植物に記載がなければ誤表記ということになるのでもう一度確認します。

委員：イチリンソウは温帯性だと思いますので誤記ではないかと思います。

事業者：確認をさせていただきます。ありがとうございます。

委員：環境保全措置について、維管束植物はすごく種が多いので、まず陸生と水生のもので分けておられるのだと思います。ただ維管束植物は種が多いので、全部を対象にして措置をするのは結構難しいと思います。特に調査をして、出てきた種に対して対応することはある程度は可能だと思うのですが、その後工事の際に、工事の関係者の方にも周知をして対応をとってもらおうというようなことは、実際のところ難しいのではないかと思います。

事業者：この簡易的環境影響評価は、文献調査をして情報を整理するというものですので、どうしてもこのような書き方になってしまいます。もちろん、それで十分ではないと思いますので、別の条例に基づいて現地調査をしております。その際に見つけた種について、

着実に保全していくというふうな形になります。おっしゃっていただいたように、現段階の状況では、数が多いため大ざっぱに分け、それについて、このような保全対策をしますというふうな書き方になってしまっています。

出てきた種については、環境保全措置をやっていきますし、工事着手時に調査会社の我々もふくめた関係者と有識者が、今後調査に入る予定もございます。その際に、もう一度見ながら対応していく予定でございます。

委員：もう少し細かく分類して、その優先順位の高いものの目途をつけるというような、例えばなんですけれども、乾生や湿生や山地性等、同じ陸上に生育するような種類であっても、ある程度先に分類をつけておくことはできるのではないかと思います、難しいでしょうか。

事業者：そちらについては、現地調査をする際に、現地調査員に対して文献で上がっているものについて相談をした上で、一番確認しやすい時期に現地を見ていただき、一番各種数が増える時期をねらって、実施させていただいております。実働ではそういう考えで行っているところではありますが、確かに図書でそれが反映できるという、おっしゃるとおりかなり大ざっぱな書き方にはなっているため、どのように対応していけばいいのかが難しい点があります。

委員：個別の対応がとれず、漏れ落ちるものが多くなってしまうというのはすごく残念だと思います。

事業者：漏れ落ちないように現地調査を行っておりますという回答になってしまうのですが、書面上ではこのような記載になっていることは、申し訳ないです。

委員：事業区域内には、浅い谷、斜面丘陵、中央に水路があって、それがすべてで聖域を作ったのかなというふうに感動しました。低木から大木、様々な草花、虫や鳥、魚や蛙のオタマジャクシがいました。先ほどの説明だと工事中あるいは供用後も、アセスの範疇でのデータではクリアできる事業所であって、そこに生息している水生生物に関しても、見つかったら移殖の予定、鳥以外は全部移殖ですね。

周辺には、スポーツガーデン、物流センター、サーキットや団地等、少しずつ改変されてきました。今回は小さいエリアで、そんなに影響がない。小さくて簡易評価だから、さらに指摘することが状況ですけれども。個人的には、このエリアで少しずつ改変して全部を潰していくのはどうなのかなと思いました。

今回、物流の倉庫の誘致に関して、評価書の7ページに記載されているとおりI区画まで作る予定ですが、フラットにする予定ですか。

事業者：区画の中は、フラットといいますか最低の排水勾配や、現地に支障のない程度の勾配で2%程度になっております。それぞれの区画やセンター道路の勾配もございますのでそこは、基本的に南垂れのような形状にはなると。

委員：普通の工業団地であればできないと思うのですが、物流倉庫であれば、この周囲の造

成森林だけではなく、もう少しこのサンクチュアリを残せるのではないのでしょうか。特にちょうど区画Dのあたりに水源があって、ちょろちょろ水が流れていました。「生き物が見つかったらすべて移殖します」と記載されていますが、これだけの生態系があるから生きていけるのであって、移殖したからそれが生きられるというのは、難しいような気がします。そうであれば、改変するけれども共生できるような、環境保全を設計の方でモデル化したような、三重県モデルのようなものを作って工業団地の誘致を調整するようなことはできないのか、という意見です。

事業そのものに対しては、クリアしているので特に指摘はありませんが、大事なものが見つかったら、移してあげてください。

こういう小さい事業を足し算でこの辺り全部のサンクチュアリがありなくなると思います。事業地近くに似たような環境があると評価書に記載されていますが、それを全部少しずつ壊していくということになりはしないかと心配しています。造成地の周りのリングのような森林は、全部壊してしまってから人工的に植林するのですよね。

事業者：はい。

委員：残置される森林は、事業地左の角少しだけなので、非常にもったいないなと思ったのが心境です。意見とかではなく、何かそういった改変と共生をモデル化したものを発信できるような三重県であって欲しい。それを社会に発信する最初の事例になればいいなと願っています。

委員：動物は植物の上に立っているようなところもありますので、他の生き物をご専門とされる委員が言われたところが動物にもそのまま当てはまるという気持ちがあります。特にこの森林法に基づいて改変地域周辺部に残すべき森林。ここはやはり残置という余地を検討していただいてはいかがでしょうか。全部ではないにしても、人にとっては桜や紅葉を植えたほうが、見ていて綺麗ですけれども、環境という面で言うと、自然に入っているものをそのまま残すのが環境の保全です。そこは考えていただきたいしその余地があるのではないかと思います。

幹事から生物に関する意見で、「移殖ではなくて回避も含めて検討してください。」というものがありました。事業者側のお答えとして「回避または低減に係る保全措置を検討することにします。」ということでした。そう返答していただいたけれども、結局は無理でしたというようなことであれば、それは意味がない。検討の結果として、回避をするということが可能性として、十分あるということではよろしいでしょうか。

メガソーラーもこういう工業団地も同じですけれども、面的に開発して、その面積が広ければ広いほど、事業者は儲かるわけですよね。それに対してこの回避を検討いただくということは、うまく残置森林のところが回避の対象であれば特に損はしないけれども、そうでない限り、金銭的に損なさる可能性が結構ある。それをある程度受け入れてくださるというところまで検討してこの回答をなさっているということではよろしいでしょうか。

事業者：場所によりけりというところが正直なところではあると思います。真ん中のところはやはり回避できないというのがこの事業の性質上のところでもあります。それ以外のところでは検討することはまだできる、というところではあります。

委員：回避したらそれだけ儲けがなくなるような事業なので、ここのお答えとして、回避や低減に係る保全措置を検討するということは結構重いことだと思います。なので、そのお答えの責任は、ちゃんと取っていただかないといけないと思います。あるいはそれが無理だということであれば、「ここまでは言えないです。」とはっきり言われた方が誠実だと思います。

事業者：基本的には「儲け」が事業としては当然、必要でございますが、それよりも、企業様の利用でいろいろ制約されます。企業様の要望によって、区画の区切りを変えることも実際しております。その中で、最初に、ここは森林を残置する場所ですよと指定するのは、企業誘致そのものが、うまくいかない可能性があります。我々もできれば、利益云々関係なく、こういう場所でこういう事業をするならば、できるだけ自然環境を残してやりたいです。できるだけやりたいのです。でも都市計画法の縛りがあり、いろんな他の法律の縛りがありますものですから、それに合わせてせざるをえないという現実があります。実際問題、真ん中に森林を残置するのは不可能です。はっきり言います。ですが気持ちとして、もし今後の可能性であるのであれば、そういういろんな法的な制約が逃れるのであれば、可能性としては回避や低減もあります。

委員：特に端の方、そういうふうなところに関してここに貴重な生き物が住んでいたりした場合には、そこは残すなどの検討を努力いただきたいと思います。

事業者：わかりました。

委員：回避や低減が第一ですけれども、鳥以外の動植物に関しては移植と書かれていますが、移植先はどこでしょうか。

事業者：検討中ですけれども、事業地南東の猫谷川が接続する部分が湿地状況をつくりやすい状況かと思います。現状ですがこの辺りを移植先として整備していく予定をしております。

委員：それは湿地性の生き物を見込んでいるということだと思いますが、そうではない場合の想定も教えてください。

事業者：種によって考えていきたいと思っておるのですが、この事業地外の適した環境を探したりすることもあるかと思いますが、基本的にはその種が定着できるところを第 1 に考えたうえで、まずは事業地の中でそういう場所を考えます。それができない場合は事業地の外等も考えながらやっていく必要があるかなというふうには考えております。

委員：基本的には移植って結局は失敗すると思います。熱心な人が、環境をその生き物のために維持している間は定着していても、それがなくなった途端に普通はやっぱりなくなると思うのです。なので、やっぱり回避が大事だし、もし移植するのであれば、それは長期的にそれが維持できるような方策を考える必要があると思います。すごく難しいと思

います。特に、こういう事業の場合、区画ごとに切り売りされて、今の事業者の手をほとんど離れるようなことになると思います。だから、そういう現実がある中で、長期的に、元から生き物が維持されるように、どういうふうな方策を考えていただきたいと思います。

事業者：はい。

委員：鳥について生息可能性について、例えば 285 ページでお伺いしたいところがあります。「一時的に生息場所となりうる環境がある」というところで「一時的」という文字が、あるところに三角をつける方針なのでしょうか。

事業者：そうです。影響あるなしを考えたときに、多くは繁殖する可能性があるかどうかというところに重きを置いております。この場所で、この周辺で繁殖する可能性がどうかというところで、三角をつけておりまして、この本事業地のラインで営巣したりとかはなかなか難しいだろうという形で考えております。

委員：生息という言葉の意味が、繁殖するということでしょうか。

事業者：この場合はそのようにとらえて判断しております。

委員：そうすると冬鳥はすべて三角ということになるのですが、越冬の場所がなくなったらこれはだめなので、本当は丸と評価するべきかと思います。

営巣しているところを壊してしまうと個体を直接殺すことになります。ですが、環境アセスメントで営巣期間は除いて工事をするということは、どちらかという動物愛護法の範疇だと思います。環境の保全ということであれば、その生息環境をも守るというところがメインになると思います。直接殺さないから越冬場所はなくてもよいとか、しょうがないとか、そういう考えもできるだけなくしていただきたい。何もできないかもしれませんが、そういう考えを持っていただきたいと思います。

委員：生態系の種類、構造分布状況について記載されています。事業区域やその付近には、陸域や草地、それから水田や水路、ため池のような水域もあります。今回の事業区域は、大きくはないですけども、言いかえると、すごく小さい中に、これだけたくさんの環境が複合的にあって貴重な場所だと思います。その上に、これだけの生物があって、それぞれの環境に分けて書いてもらっていますけれども、例えば、この植生の水生昆虫は水性植物だけでなく、この水源雑草とかもう少しの間質な環境を利用する場合もあるし、この中には、その生活の中の一部を、陸域で過ごして、一部は地域で過ごしてというような、幼生とか幼虫のときは、とかいうようなものも少なからずいると思います。

そういう意味では、隣接して違う環境があるということも、多くの生物にとっては大事なことで、水生の生物は水性の場所に移せばいいというふうにはなりません。移植がなかなか難しいのはそういうところにも原因があると思います。

もう1点として、移植対象の生物だけで生きているわけではなく、その餌や土壌の環境

等、自然は複合的な環境がうまくできているものです。それを代替するのは本当に難しいことだと思います。措置として移植します、とあっさり書いてあるので、そういうふうにはせざるをえないような事情があると思いますが、生態系の複雑さを念頭に置いて、どうというふうに対応していくかというところを慎重に考えていただければというふうに思います。

事業者：どうしても移植というふうにかなり冷酷な文章に見えると思いますのでお気持ちすごわかります。繰り返してしましますが調査で見つかったものに対して真摯に、それぞれの対策を考えていきたいというふうに思っておりますし、移植が難しいことは重々承知の上でこのような書き方をしております。かなり気軽に書いているように多分見えてしまっていると思うのですが、苦肉の策という気持ちはこちらも持っております。先生方がおっしゃられるような、そういう事業が当たり前になれば、とてもいいなという気持ちは私個人もあるのですが、現状、こういうふうで考えさせていたっているというのが現状でございます。

委員：事情もあると思うのですが、そういう意味では、移植先も、少しそういう複合的な環境がある場所を検討していただくとか、そういうふうに考えてもらえるといいなと思います。

委員：里山の木々から落ちたものが川流れて海に栄養塩として流れていくのは、海と山が繋がっているのが当たり前の話ですが、本日の現地調査で水生生物を確認できたのは、ろ過作用と栄養塩作用があるためかと思いました。例えば水質について2ヶ所を下流の方で調べられるのですが、アセスでの項目、SSと溶存酸素の2項目だけではなく、将来、水性生物に適切な水だからということで、ミネラル的なものを調べることはありますか。

事業者：こういう生き物がいる環境の水質というふうに対比させていただくようなことはあると思いますが、その生き物が生きられるかどうか、というところに着目した水質調査というのはあまりないと思います。

委員：微量元素的なところは何が適しているかというのが、何か言えそうな気がします。

例えば、生き物にとって大事なミネラルは種によっておそらく違うと思います。

事業者：本日の現地調査で確認したメダカについては、周囲に田んぼがあつてそこから出てきた水とかそういうところを好んでいたり、水温であつたりいろいろな好ましい環境があるため生息していると思うのですが、それを水質調査ではあまり考えられてないと思います。

委員：フォトモンタージュを作成された際の建物の高さ等何か想定しておられるでしょうか。

事業者：写真で申し訳ありませんが、その位置はスライドに示した黄色く示した建物を想定しております。想定になってしまうのですが、ある程度、高めに想定しています。現状で

予定されているより少し高めの建物を想定した上で、この場所にこういうものが立ったときというふうに想定をして、予測評価をしております。評価書をまとめる時点ではどのような業者がこられるかというのが確定していません。評価書の方の9ページの方には、一応サイズ感と延べ床面積等をマッピングしまして、どう見えるかを予測・評価しました。

委員：これが一般的な物流業の1階建てくらいの建物を普通よりは少し高めに予測したものと思っていいいでしょうか。

事業者：少し高めに予測しています。

委員：区画Gについては階建てで他より高いのですね。

事業者：そうですね。これは、27メートルと想定しております。

委員：これが例えば、GとかIとかに、こういう高い建物を建てる事業者がもし入ったときに、南からだ、もうちょっとその建物が見えやすいとか、そういうことは、考えなくてもいいのでしょうか。

事業者：そういうことは起きないとは言えません。

委員：現状どのような業者が入るかかわからない段階で、フォトモンタージュとか作るのであれば、自分側には不利というか、悪い方を想定して作られるのが、本来あるべきだとは思っています。そのようなことも想定してその他のパターンも、やってみられるのもいいのではないかと思います。もし眺望がいい側に予測しているのであれば、悪い側に想定して予測しなければならないということです。別の建物の配置が可能で、今日のスライドで言うと25ページのところ、眺望の予測地点から建物が見えるとかいうふうなことがあれば、予測はやはりそちらで行っていただきたい。

事業者：見え掛かりの部分に高い建物が建つ可能性があるという状況を想定して、フォトモンタージュを作成します。

委員：緑化をされるときに使われる種を、もし外来種とかを使われる想定であれば、より在来種を優先して選んでいただければと思っています。

事業者：そのようにさせていただきます。

幹事：スライド24ページで、歴史的文化的財産について、地図の線引きが時々変わることがありますので、古墳等が見つかったら速やかに鈴鹿市もしくは県の教育委員会の方に連絡の方をお願いします。

事業者：はい。

幹事：古墳3基が事業地内に入っていると情報がありましたので、確認させていただきました。今でもお墓は同じような場所に集まって立っています。人が住んでいどころとはちょっと離れていたりします。今、現状でこの3基は把握されているのですけれども、目では見えないけれども、実際あることもございます。非常にありがたかったのですが、鈴鹿市さんと一緒にもう現地で確認してもらい、試掘の対応していただいたということで

した。市町が、そういう文化財の最新の情報、どこに遺跡があつて、その範囲はどのくらいかという情報を持っておられますので、そちらに確認して、どういうふうに取り扱いをするのか調整のお願いをしております。すでにそのような対応をさせていただいておりますので、非常にありがとうございます。

遺跡という性格上、土の下に埋まっております。遺跡というのは、ないと判断しておったのに、工事が始まってしまうと、見つかってしまうことがゼロではないです。そういった場合はお互い、情報をきちんとやりとりして、最善の方法、例えば、そのまま発掘調査をさせていただくのが最善なのか、部分的に工法を変えて、遺跡の部分を残して調査をしなくても進むような取り扱いができる可能性もございます。そういったやりとりができるような体制を鈴鹿市とこれからも続けていただければと思います。

事業者：はい。